

## 南幌町議会議長交際費の支出に関する基準

### (趣旨)

第1条 議長交際費（以下「交際費」という。）は議長が議会を代表して外部との交際に必要な経費であり、その執行にあたっては社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限とし、支出の明確化及び透明性の向上を図るため交際費の支出に関し基準を定めるものとする。

### (交際費の支出区分)

第2条 交際費の支出は、原則として議長又は議長の代理が出席する場合とし、支出項目、内容及び金額は次のとおりとする。

- (1) 慶祝 記念式典、行事などに対するお祝い等で、祝金、祝品を原則とし、会費の明示があるものに対してはその金額を、会費の明示がないものは10,000円を限度として支出する。
- (2)弔慰 交際費からは香典、供花を原則とし、別表に定めるところにより支出する。
- (3) 会費 議会及び町政と関わりのある各種団体及び地域住民等で組織している団体が行う懇親等を目的とする会合（総会等）については、開催趣旨、出席者等を十分に勘案の上、会費の明示があるものに対してはその金額を、会費の明示がないものは10,000円を限度として支出する。
- (4) 渉外費 外部との公の意見交換又は折衝などに必要な経費で、目的、内容、相手方等を十分に勘案し、情報収集のための懇談会等に出席する場合について10,000円を限度として支出する。
- (5) その他 上記以外の場合で、議長が交際上特に支出する必要があると判断されるものについては、支出できるものとする。

### (運用)

第3条 慣習その他特別の事由により支出限度額によりがたい場合にあっては、社会通念上妥当な範囲内で支出額を調整できるものとする。

2 交際費は、その支出内容や金額が常に社会通念上に沿うとともに町民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化に十分配慮し、基準についても適正な執行のために適宜見直しを行うものとする。

### 附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表

弔慰

区分	支出金額等
1 理事者（本人） 議会議員（本人）	香典 5, 000円、供花
2 関係する国会議員、道議会議員等	社会通念上妥当な範囲とする。
3 関係する市町村理事者、議会議員等	社会通念上妥当な範囲とする。
4 上記に該当しない事例は議長が決定する。	

※供花は現物 12, 600円相当額とし、現金の場合は 10, 000円とする。